

高等学校教員のための
「通級による指導」ガイドブック

おさえとおきたい8つの課題と 課題解決のための10のポイント

平成30年3月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

本書について

平成 26 年 1 月に障害者の権利に関する条約が批准され、我が国も全員参加型の共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進めていくことになります。

平成 28 年 3 月に高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議において「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」がまとめられました。それを受けて、平成 28 年 12 月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布（施行は平成 30 年 4 月 1 日）がされ、高等学校における通級による指導が制度化されました。

同報告では、「通級による指導の導入は、障害のある生徒を特別な場に追いやるものであってはならない。障害のある生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の基本理念を改めて認識し、障害のある生徒の在籍する全ての高等学校において、特別支援教育が一層推進されることを期待する。」と示されています。

高等学校における通級による指導は、校内の特別支援教育を推進する機能と役割を担うことが期待されます。指導を担当する教員だけでなく、全ての教職員がその意義や目的、基本的な考え方について共通理解をし、通常の学級における指導や支援との連続性を考えておく必要があります。

本書では、通級による指導を導入するにあたり、全ての高等学校教員におさえておいて欲しい 8 つの課題と 10 のポイントを紹介しています。ここに紹介した内容は、国立特別支援教育総合研究所（2018）「発達障害等のある子どもの実態に応じた高等学校における通級による指導のあり方に関する研究—導入段階における課題の検討—」の研究成果報告書にまとめています。

編者

目 次

I 知っておきたい基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 通級による指導とは
2. 特別の教育課程の編成
3. 対象となる生徒
4. 在籍する学校以外で指導を受ける場合
5. 指導内容（特別の指導）
6. 実態把握から指導内容の設定まで
7. 個別の指導計画、個別の教育支援計画
8. 通級による指導の実施形態
9. 担当教員に必要な資格・専門性
10. 連続性のある多様な学びの場の一つ
11. 学習指導要領の改訂

II おさえておきたい8つの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1. 通級による指導の位置づけ
2. 教育課程編成と単位認定
3. 指導内容（自立活動に相当する指導）
4. 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス
5. 担当教員の配置・専門性
6. 実施校、実施形態の設定
7. 教職員の理解、校内支援体制
8. 制度に関する説明・周知

III 課題解決のための10のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

1. 教職員全体の共通理解をどのように図ればよいですか。
2. 校内支援のリソースとしての機能や役割をどのように考えればよいですか。
3. 担当教員の配置の工夫と専門性の向上をどのように考えればよいですか。
4. 意義や目的に関する説明と周知をどのように図ればよいですか。
5. 外部の関係機関との連携、地域資源の活用をどのように進めればよいですか。
6. 生徒のニーズ把握と通級を利用する生徒をどのように選定すればよいですか。
7. 特別の教育課程の編成をどのように考えればよいですか。
8. 指導内容にはどのようなものが考えられますか。
9. 指導の評価と単位認定はどのように考えればよいですか。
10. 進路指導に関連する指導はどのように考えればよいですか。

I 知っておきたい基礎知識

1. 通級による指導とは

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。小・中学校においては、平成5年度から制度化され、指導を受けている児童生徒は年々増加しています。

我が国は、障害者権利条約にもとづき、インクルーシブ教育システムの構築を進めています。インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者がその能力等を最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みです。

そのためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、児童生徒の多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を充実することにより、児童生徒一人一人の十分な学びを確保していくことが必要です。

高等学校では、障害のある生徒に対する指導や支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定科目・教科等により実施されており、特別の教育課程を編成することができませんでした。小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒数の増加や、インクルーシブ教育システムの構築の必要性を踏まえ、高等学校においても、通級による指導を導入する必要性が指摘され、制度化に至りました。

2. 特別の教育課程の編成

学校教育法第81条第1項においては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを定めています。このことは、全ての学校において特別支援教育が実施されることを示しています。

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき行われます。通級による指導では、特別の指導を教育課程に加えたり、又はその一部に替えたりする特別の教育課程を編成することができます。

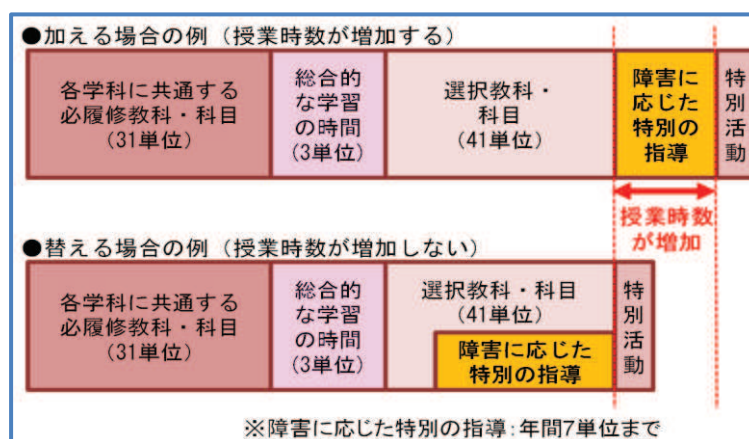


図1 加える場合、替える場合の例

高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるために必要な単位数に加えることができます。

3. 対象となる生徒

特別の教育課程の編成ができる障害種別については、学校教育法施行規則第140条に以下のように示されています。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

4. 在籍する学校以外で指導を受ける場合

学校教育法施行規則第141条には、生徒が在籍する学校以外の学校で通級による指導を受ける場合（他校通級）、当該生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を在籍する学校の特別の教育課程に係る授業とみなすことができることが示されています。

5. 指導内容（特別の指導）

障害に応じた特別の指導とは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」とされています。これは、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導をさしています。

自立活動の内容は、6区分27項目が設定されており、各教科・科目のようにその全てを取り扱うのではなく、個々の生徒の状態や発達程度等に応じて必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて指導内容を設定します。なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができますが、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することが目的であり、単なる各教科の学習の遅れを補充するための指導ではありません。

以下に、自立活動の6区分27項目の内容を示します。

特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5)健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

6. 実態把握から指導内容の設定まで

特別支援学校学習指導要領自立活動編には、次ページにあるような自立活動の指導について、実態把握から自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの流れ図が示されています。図は、大きく8つの流れで整理されています。

実態把握では、できていないことばかりに注目するのではなく、できていることや支援があればできることにも着目するようにします。また、障害に対する特定の内容に偏ることのないよう全体像を捉えます。〇〇年後の姿や卒業までに育む力等をイメージすることも大切です。

「実態把握」の段階

- ① 必要な情報の収集
- ② 収集した情報の整理
 - ②-1 自立活動の区分に即して整理
 - ②-2 学習上又は生活上の困難の観点で整理
 - ②-3 〇〇年後の姿の観点から整理

「指導すべき課題の整理」の段階

- ③ 指導開始時点で課題になることの抽出
- ④ 課題同士を関連づけ、中心的な課題を整理

「指導目標（ねらい）の設定」の段階

- ⑤ 学年等の長期目標とともに、当面の短期目標を設定

「指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定」の段階

- ⑥ 自立活動の6区分 27 項目から必要な項目を選定
- ⑦ 項目と項目の関連づけ

「具体的な指導内容の設定」の段階

- ⑧ 選定した項目を関連づけ、具体的な指導内容を設定

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図

学校・学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

実態把握	① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集					
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難、これまでの学習の習得状況の観点から整理する段階					
	※各項目の末尾の()は、②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ。)					
	②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階					

指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階					
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階					

⑤ ④に基づき指導目標を設定

課題同士の関係を整理する中で 今指導すべき指導目標として	
---------------------------------	--

⑥ ⑤の指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定

指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション



項目間の
関連付け

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

⑧ 具体的な指導内容を設定

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...

(特別支援学校学習指導要領自立活動編より)

7. 個別の指導計画、個別の教育支援計画

通級による指導の実施にあたっては、個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を実施します。また、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って一貫した教育的支援を行うための個別の教育支援計画を作成する必要があります。

個別の指導計画に従い通級による指導を履修し、個別に設定された目標が達成されることが単位認定の基準となります。

8. 通級による指導の実施形態

通級による指導の実施形態には、以下のものが考えられます。

- ① 生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」
- ② 他の学校に通級し、指導を受ける「他校通級」
- ③ 通級による指導の担当教員が該当する生徒のいる学校で指導を行う「巡回指導」

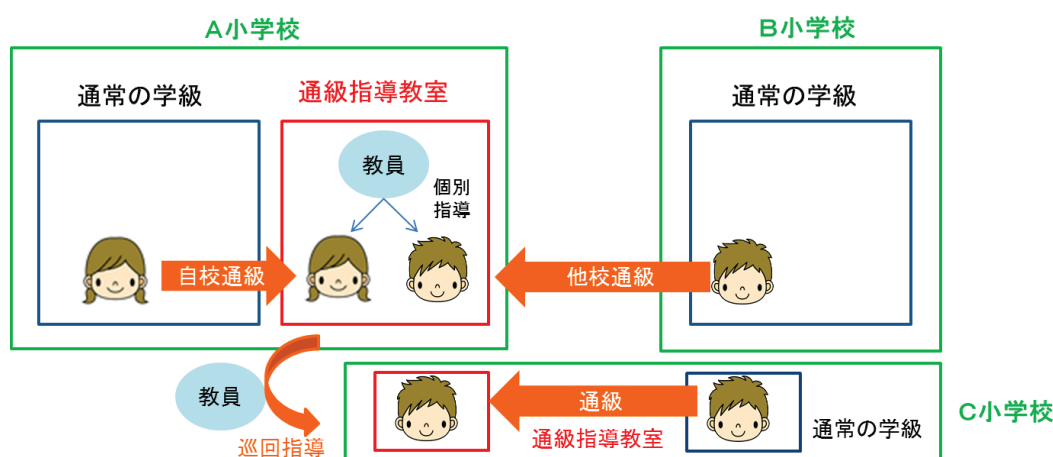


図2 通級による指導の実施形態

9. 担当教員に必要な資格・専門性

通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有していることが必要であり、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが望まれますが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。

10. 連続性のある「多様な学びの場」の一つ

通級による指導は、特別な教育的ニーズのある児童生徒の学びの場の一つですが、主な生活や学習の場である通常の学級との指導の連続性が重要です。担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分な配慮が必要です。

通級による指導を受ける生徒が、抵抗感を持たず安心して指導が受けられるよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、認め合えるような学校・学級経営が重要になります。

高等学校における特別支援教育は、まず、通常の学級の中で適切な指導と必要な配慮が行われることが基本であり、通級による指導は、通常の学級における指導や配慮だけでは十分でない場合に行われるものであることを、共通認識しておく必要があります。分かりやすい授業づくりなど全ての教員の共通理解の上で、特別支援教育に関する校内支援体制を構築していくことが大切です。

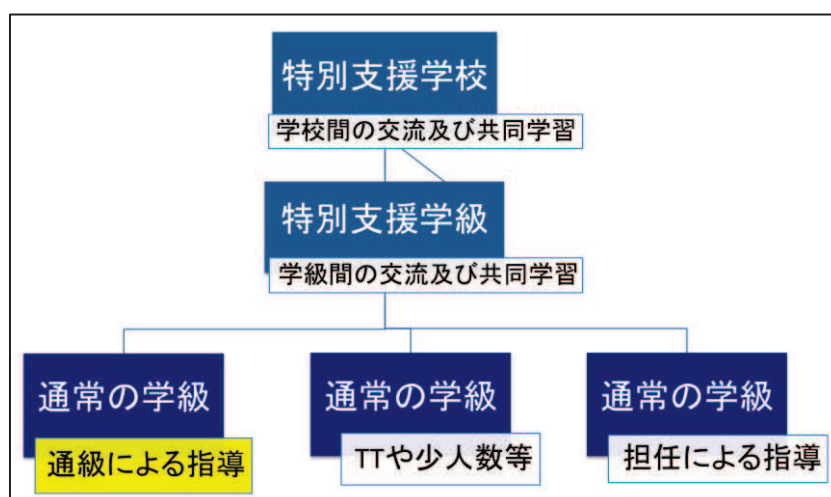


図3 多様な学びの場

11. 学習指導要領の改訂

改訂された小学校及び中学校の学習指導要領の各教科等の解説に、障害のある児童生徒への配慮についての事項として、教科ごとに児童生徒が抱える「困難さ」と「指導上の工夫の意図」、それに対する「個に応じた様々な手立て」が示されています。障害に対する配慮ではなく、困難さに対する配慮であることがポイントです。障害が明確ではなくても、同様な困難さを抱えている児童生徒が想定されるためです。学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成することが大切です。高等学校の学習指導要領においても通級による指導が明記されるとともに、同様の内容が記載されることになっています。

Ⅱ おさえておきたい8つの課題

おさえておきたい8つの課題

1 通級による指導の位置づけ

高等学校ではこれまでも、通常の授業の中での配慮や学校設定教科・科目の設定の工夫、支援員等の人的支援などで教育的ニーズのある生徒の個別的な配慮を行っています。通級による指導の制度化は、障害など特別な教育的ニーズのある生徒のためのはじめての教育制度の導入です。障害のある生徒が通常の学級での学習におおむね参加することを前提とした上で、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行います。自立と社会参加を目指し、障害のある生徒も障害のない生徒も共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の理念の具現化を図るものです。高等学校における特別支援教育の充実を図っていくものとして、その役割や機能が期待されます。

2 教育課程編成と単位認定

特別の教育課程における特別の指導（通級による指導）は、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができ、年間7単位を超えない範囲で卒業までに必要な単位数に加えることができます。但し、学習指導要領に規定する必修教科・科目、総合的な学習の時間、専門学科における専門教科・科目等、すべての生徒に履修させる教科・科目等に替えることはできません。単位認定の在り方については、個別の指導計画に従い通級による指導を履修し、個別に設定された目標が達成されたと認められる場合に、単位認定することになります。個々の生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて、指導目標、具体的な指導内容等を設定し、きめ細かな指導が可能となる個別の指導計画の作成が重要になります。

3 指導内容（自立活動に相当する指導）

通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別支援学校における自立活動に相当する指導を行います。特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うこともできますが、単に学習の遅れを取り戻す目的で指導を行うことはできません。指導内容は、自立と社会参加のために必要な人間関係やコミュニケーション等の生活に関する支援、学習に関する支援及び進路選択や就労支援等が大きな柱となります。将来の人生設計、社会への接続、卒業を見据えたキャリア教育という視点も重要です。困ったときの相談スキル等も必要な力となります。

4 対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス

言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他障害のある者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者となります。高等学校においては、障害が明らかではない生徒も対象として考えられます。生徒の実態や教育的ニーズの把握からアセスメント、必要性の判断から決定までのプロセスを明確にしておくことが重要になります。障害があるから通級による指導が必要なのではなく、本人・保護者のニーズも含め関係者による合意形成を図

るための総合的な判断を組織的にできる仕組みが必要です。最終的な判断に当たっては、本人のニーズが最優先であり、心理的負担感などへの配慮も重要です。

5 担当教員の配置・専門性

通級による指導を担当する教員も高等学校教諭免許状を有している必要があります。専門性については、特別支援教育の知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする自立活動の指導に関する専門性が望めます。生徒の教育的ニーズを把握し、根拠を持って目標設定から指導内容・方法を設定していく個別の指導計画を作成する力も重要です。研修等により専門性を高めるとともに、特別支援学校や専門機関の活用も考えられます。通級による指導が一部の教員だけの取組にならないよう、学校全体の共通理解の上、多くの教員が参画した仕組みづくりが求められます。

6 実施校、実施形態の設定

通級による指導の設置校・実施校、実施形態については、都道府県等教育委員会が通級による指導をどのように位置づけ、高等学校における特別支援教育をどう展開するのか、将来的なビジョンに大きく関連します。対象生徒が多い高校で実施する、地域バランスを考え複数の高校で実施する、学科や課程を考慮するなど様々な取組が考えられます。実施校は、高等学校における特別支援教育の拠点の役割を担います。実施形態には、在籍する生徒が自校で指導を受ける「自校通級」、必要な生徒が他校で指導を受ける「他校通級」、担当教員が必要な生徒の在籍校で指導を行う「巡回指導」があります。

7 教職員の理解、校内支援体制

通級による指導は、障害のある生徒が通常の学級での学習におおむね参加することを前提とした上で、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行うものです。通級による指導は、通常の学級における指導・支援との連携が大切です。対象となる生徒への指導・支援だけでなく、通常の学級における指導・支援の工夫、生徒の実態に応じた進路指導や生徒指導、教材や支援機器等の活用、校内支援体制の充実等、校内の教職員にとっての効果も期待されます。管理職のリーダーシップの下、校内支援体制づくりのリソースとしての役割を果たすことが重要になります。

8 制度に関する説明・周知

高等学校における初めての特別支援教育に関する制度の定着には時間も要します。導入期、拡充期、定着・充実期の三段階で段階的に制度設計を進めていくことが考えられます。誤解を生まないように、正しい情報を伝えることが大切です。高等学校の学校関係者はもとより市町村教育委員会と小・中学校の学校関係者、高等学校の設置・実施校の生徒とその保護者、他の高等学校に在学する生徒とその保護者、小・中学校に在学する児童生徒と保護者、外部の関係機関（保健、医療、福祉、労働など）そして地域住民等が考えられます。早期からの一貫した支援体制の構築の視点から段階的に幅広く説明・周知することが必要になります。

Ⅲ 課題解決のための10のポイント

(1) 教職員全体の共通理解をどのように図ればよいですか。

多様な学びの場の整備の必要性

文部科学省(2017)は、「高等学校における通級による実施準備について」の中で、「通級による指導」の趣旨の項目において「インクルーシブ教育システムの構築と多様な学びの場の整備の必要性」という項目を立て、次のように述べています。

「インクルーシブ教育システムを構築するためには、障害のある者とない者が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要(一部抜粋)」

高等学校等における通級による指導を行う際の授業時数は修得単位数にして年間7単位を超えない範囲とされています。高等学校等では、原則74単位以上の修得をもって全課程の修了を認めることとなりますが、通級による指導を利用する生徒は、ほとんどの時間を通常の学級で過ごしています。

また、同資料の中には、「校内指導体制の整備」の下位項目として、「通級による指導と在籍学級との連携」、「学校・学級全体での取組の重要性」、「ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業改善」を挙げています。これらの項目は、通級による指導を担当する者だけでなく、広く高等学校における教育に携わる全ての教職員に向けられた内容になっています。

・通級による指導と在籍学級との連携

通級による指導の担当教員は、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連絡協力が図られるよう十分に配慮する必要があります。つまり、生徒個々のニーズに特化し、専門的な指導を提供する通級による指導での方法論や成果が、生徒が多くの時間を費やす通常の学級での授業に活かされることが重要であり、逆に、通常の学級における課題を通級による指導で共有化することが効果の促進に欠かせないということです。そこで、通級による指導と通常の学級との双方における指導目標や合理的配慮等が明記された個別の指導計画の作成が有用になります。

・学校・学級全体での取組の重要性

通級による指導を受ける生徒が、別の場所で指導を受けることに対して抵抗感を持たず安心して取り組むことができるよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互い理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めることが必要です。通級による指導を利用する生徒だけでなく、生徒一人一人が多様なニーズを有しているということを教職員が理解・体現することが重要になります。

高等学校における特別支援教育については、まず、通常の学級の中で障害の状態等に応じた適切な配慮が最大限行われることが重要であり、通級による指導は、そうした配慮のみでは不十分な場合に行われるものである点を共通認識する必要があります。通常の学級において、何か課題がみられた生徒に対し、「通級による指導」をと判断する前に、まずは通常の学級において、質の高い授業、誰もが理解し得る効果的な授業がなされているかを確認することが重要になります。

特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員が担う役割は特別支援教育の一部であることを全ての教職員が理解し、教職員一人一人が生徒の声を丁寧に聞き、困難を把握し、生徒の意向も踏まえてそれぞれの支援体制を構築することが、高等学校における支援体制づくりの根幹です。このことは、「通級による指導」は、従来の高等学校における教育に、単に付加された特別なシステムではなく、多様で柔軟な仕組みづくりの一つであることを認識することが重要であるということです。

校内の体制整備については、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省，2017）が参考になります。

・ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業改善

通級による指導は、あくまでも個別に設定された時間で行う指導であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となります。障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努める必要があります。こうした考え方を教職員全体で周知していくためには、「授業改善」や「インクルーシブ教育システム」に関する研修の実施、通級による指導の意義等を扱った校内研修（ケース会議等を含む）の企画や、通級による指導の様子の公開、発信等を考えていく必要があります。

取組の実際

【多様で柔軟な仕組み・効果的な通級による指導の前提としての授業改善】

- ・誰にでもわかりやすい授業の工夫、困難さを抱える生徒に対する個に応じた指導や課題を作成する。
- ・学校全体で、コミュニケーションスキル等に関する学習を体系的に実施（例：HR の時間に「人間関係づくり」の実践）する。
- ・自立活動の内容を参考にした学校設定科目を設定する（例「心理学」）。
- ・生徒全員に対して「授業改善」「コミュニケーションスキル・エクササイズ」を実施、個別支援が必要な生徒には、「学習支援」「生活支援」「ソーシャルスキルの指導」を実施する。
- ・誰もがわかりやすい授業ができているかについて毎月1回の自己点検を実施する。
- ・教員の経験から、効果的な授業に関してアイデアを収集する。

【校内支援体制】

- 通級による指導の体制に関して、全教員が交代でサブとして担当する。
- 各学年に特別支援教育コーディネーターを配置、週1回のサポート会議を主催。各教科、生徒指導、進路指導等と連携を図り、サポート会議のメンバーは、各学年及び各分掌から構成する。
- 通級による指導を利用する生徒への支援に関して、学習指導の場面、その他学校生活全般での体験活動の場面での生徒の行動や心情を教員が観察し、情報共有しながら支援を実施する。
- 実践研究として、教員を「教科学習チーム」「体験学習チーム」「教育課程チーム」の3つのチームに編成し、授業改善を含めて、全員で実施する。
- 通常の学級との指導の連続性を確保するために、十分に検討された個別の指導計画が必要である。学校全体で生徒に対する目標を共有化し、場面に応じてはしっかりと具体的に何をすべきかを伝え、教職員間の対応における一貫性の担保を保障する。

【校内研修等、教職員への理解啓発】

- 定期的な校内研修（ケース会議、外部講師等による研修、全職員の参加）を実施する。
- 通級による指導の様子について、便りを発行したり、生徒が作成したワークシートを閲覧したりして、取り組んでいる内容をわかりやすく発信する。通常の学級における授業への活用を促進する。

ポイント

- 通級による指導は、従来の高等学校における教育に、単に付加された特別なシステムではなく、多様で柔軟な仕組みづくりの一つである。
- 通常の学級において、何か課題がみられた生徒に対し、「通級による指導」を推奨することが最善の選択肢であると判断する前に、まずは通常の学級において、質の高い授業、誰もが理解し得る効果的な授業がなされているかを確認する。
- 校内で、通級による指導に関する共通理解を図るための工夫としては、通級による指導の意義等を扱った校内研修（ケース会議等を含む）を企画・実施することはもちろんのこと、通級による指導の様子を公開したり、どのようなことを行っているかについての便りを出したりすること等が考えられる。
- 通級による指導を利用する生徒は、ほとんどの時間を通常の学級で過ごす。したがって、通級による指導と通常の学級との双方における指導目標や合理的配慮等が明記された個別の指導計画を作成することで、共通理解の促進が図られる。

(2) 校内支援のリソースとしての機能や役割をどのように考えればよいですか。

・高等学校における通級による指導に期待されること

文部科学省（2017）は、高等学校における通級による指導が制度化により、期待される効果として、インクルーシブ教育システムの理念の具現化、学びの連続性の確保、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援の提供の3つを挙げています。これらの、制度化に期待される効果を踏まえ、対象生徒に対しては、「障害による学習上や生活上のつまずき（困難）に着目したよりきめ細かい指導・支援が可能になり、改善・克服につながること」「自立や社会参加を図るために必要な能力の育成、通常の学級における授業の理解促進や、生徒指導上の課題の解決につながること」「生徒本人の学習意欲や自己肯定感の向上につながること」といった効果が期待されています。また、教員や保護者等へは、「学校全体で特別支援教育に取り組む体制が整備されること」「教職員・保護者等の理解が深まること」「保護者等との信頼関係の醸成につながること」「関係機関とのネットワークが活用できるようになること」が期待されています。高等学校に通級による指導が導入されることで、校内の1つのリソースとして通級が機能し、特別支援教育の機能が充実することが期待されているということです。

・入学から卒業までの関係機関との連携と指導・支援の連続性

高等学校は、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、通級での指導を実施するにあたり、入学から卒業までの関係機関との連携を進め、連続性のある指導ができるよう取り組むことが必要です。中学校から個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継ぐことにより、指導・支援の継続性を確保することはもちろんのこと、就労支援においては、就職後の定着までフォローできる体制作りが期待されます。

特別支援学校との連携を充実させることにより、特別支援学校が蓄積してきた知見及び企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、NPO等の関係機関とのネットワークを活用すること等も有効です。また、大学に進学する生徒については、大学のキャリア支援センター等に個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継ぐことで支援の連続性を確保することも重要です。

就職を希望する生徒の個別の教育支援計画の作成にあたっては、就労先の意見も取り入れた指導方法の工夫・改善も期待されます。そのためにも、通級指導担当者をはじめとする校内の担当者との連携の充実、さらに、特別支援教育コーディネーター及び進路指導担当者等による外部の関係機関とのネットワークの構築が効果的です。

・指導を受ける生徒の自尊感情や心理的な抵抗感への配慮

通級による指導が、校内のリソースとして生徒に活用されるためには、集団から離れて別の活動を行うことや、自校で周囲の目を気にしながら特別な支援を受けることといった、指導を受ける生徒の自尊感情や心理的な抵抗感にも配慮することが必要です。高等学校では、養護教諭が生徒の把握や教育相談が支援の入口となっている現状があることから、養護教諭と連携を取りながら、丁寧に支援の必要性の検討と本人への理解を求めていく必要があります。

また、通級による指導を受けることが決まった生徒にとっては、自らの学習内容について教員と共に考え、課題を自覚できるようにすることが重要です。

どのような生徒にとっても学校が適切な学びの場になるよう、在籍する生徒にとって必要な役割を考え、果たすことができる場になることが必要です。

取組の実例

- ・校内の体制整備として、通級指導教室を昼休みや放課後には誰でも利用できる教室になる旨をアナウンスし、特別な教室という意識の軽減に努める。
- ・校内に運営指導委員会を設置し、大学教授や教育委員会指導主事等と一緒に委員会を開催したり、必要に応じて市の機関や特別支援学校などと連携したりする。
- ・精神科医、カウンセラー（臨床心理士）、キャリア教育アドバイザーを入れた校内支援委員を設置し、指導内容等についての指導助言をもらう。
- ・少人数指導の中での個別指導を保障するために、複数の特別支援教育支援員を配置する。
- ・校内支援のリソースとして通級による指導を位置づけるため、校内・外の専門家や機関と連携を進める、生徒が話をしたくなった時に担任や養護教諭が十分に話を聞き、両親や友人にも協力してもらうといった体制づくりを行う。
- ・指導には複数の担当教員であたる。例えば、特別支援教育コーディネーター、特別支援学校での勤務経験のある教員、自立活動アドバイザーの3名で担当する。キャンパスごとに指導教員を複数配置し、外部講師として、ソーシャルスキルトレーニング講師、特別支援教育支援員、カウンセラー（臨床心理士）、キャリア教育アドバイザーを配置する。
- ・通級指導担当教員とともに、全教員が輪番制で指導を担当する。コミュニケーションスキル講座は特別支援教育等の経験を有する外部講師と本校の教員によるチームティーチングという指導体制をとる。

ポイント

- 通級による指導は障害のある生徒を特別な場に追いやることなく、学校全体で指導・支援に取り組むことが期待される。
- 高等学校は学校により特徴を持っていると共に、義務教育とは異なる高校文化を持っていることを踏まえて、通級による指導の機能を考えることが必要である。
- 高等学校は、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関である。指導の中に、進路を意識した指導・支援が組み込まれることが必要である。
- 生徒指導担当、進路指導担当、養護教諭等、校内の担当者と連携を深めると共に、関係諸機関との連携と、引き継ぎをすることが求められる。

(3) 担当教員の配置の工夫と専門性の向上をどのように考えればよいですか。

・通級による指導の担当教員の専門性

通級による指導の担当教員は、高等学校教諭免許状を有する者であり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが望まれますが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。通級による指導の担当教員が有すべき専門性としては、障害に関する専門性・指導力に加えて、外部機関との連携や就労・進学に関する知識、学級担任や進路指導主事等への助言等を行える幅広い力量も有することが望まれます。

・担当教員の配置の工夫

高等学校の免許状を有し、特別支援学校の経験を有する教員を担当者とするのは1つの案として考えられますが、高等学校に勤める全ての教員が特別支援教育に関する専門性を高め、通級による指導を担当することも推進したいことです。

担当教員の専門性の向上にあたっては、教育委員会が開催する研修会や特別支援学校が実施する研修会への参加、さらに授業研究を取り入れた校内研修会の実施や OJT 等が考えられます。さらに、中学校との連携を図ることが重要であることから、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校や近隣の中学校との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会を実施することも有効です。

巡回指導を実施する場合は、担当教員の負担を検討するとともに、教育委員会に兼務発令等の申請手続きを取ることで他校における指導者としての身分を明確化することも必要になります。

・全ての教職員が参加する体験型研修

高等学校においては、教科担任制が基盤となっているため、ともすると担当教科以外の校務や学校全体として取り組むべき課題について、組織的な対応が困難な場合があると指摘されることがあります。しかしながら、通級による指導は担当する特定の教員のみが対応すれば良いと考えることは誤りです。むしろ、これをきっかけに、校内研修等を開催することで、全ての教員が障害者理解や特別支援教育への理解を深め、通常の学級での指導を充実させることが重要です。話を聞くだけではイメージできないこともあることから、実体験を踏まえて体験型の研修だと身につきやすいと思います。また、研修で教えることも大切ですが、育てるという意識を持ち実施することが大切です。

取組の実際

【全教員を対象とした研修】

- ・教員自身が認知特性のテストを受け、一人一人の認知特性が異なることを実感として理解したことをきっかけに、研修内容を生徒への指導や授業改善に活かそうとする姿勢が多く見られるようになる。
- ・年度初めには新任教員が増えることから、特別支援学校から講師を招き、近隣の高等学校の職員と合同で特別支援教育についての研修会を実施する。
- ・長期休業中に研修会を計画し、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校にも参加を呼びかけて実施する。
- ・授業改善、観点別評価、学校環境適応感尺度を活用した生徒理解、多様な生徒への対応、障害者就労・生活支援センターへの訪問、障害のある子どもをもつ保護者による講演などを実施する。
- ・通級による指導の実際及び個別の指導計画の作成・評価に関する研修を開催し、グループに分かれて検討する。グループは課題の共通項が多くなるよう考え、担当教科（文系、理系、実技系）に分けて実施する。

【担当教員への研修】

- ・作業療法士（OT）に定期的に訪問してもらい、対象生徒との関係づくり、説明と同意、アセスメント、環境の分析と調整、指導計画や指導方法の提案、チーム連携、指導成果の評価、指導の修正や変更について専門的なアドバイスをもらう。
- ・近隣の特別支援学校への授業参観訪問やインクルーシブ教育システム、発達障害、自立活動に関する大学教授等による職員研修を実施する。
- ・担当教員は、特別支援学校に研修に行ったり、特別支援学校地域支援担当の「巡回による指導」を受けたりする。
- ・特別支援学校や特別支援教育に関係する大学等専門機関に相談し、対象生徒の特性に合った指導・支援についてのアドバイスを受ける。通級による指導や通常の学級での授業を、実際に見学してもらい、指導内容や教員の疑問等の相談に応じてもらう。

ポイント

- ・通級による指導の担当教員には、障害に関する専門性・指導力に加えて、外部機関との連携や就労・進学に関する知識、学級担任や進路指導主事等への助言等を行える幅広い力量が求められる。
- ・担当教員の配置については、特別支援学校の経験を有する教員との人事交流を活用すると共に、高等学校の教員が特別支援教育に関する専門性を高め、担当教員となることも期待される。
- ・担当教員の専門性の向上には、教育委員会が開催する研修会や特別支援学校や中学校と連携した研修会の実施、OJT 等が有効である。

（４）意義や目的に関する説明と周知をどのように図ればよいですか。

・通級による指導の意義や目的

説明と周知を図るに当たり、通級による指導は、連続性のある学びを保障するものであり、通常の学級における授業とのつながりが大切となることを押さえておく必要があります。通級は、将来の自立に向けて必要となる個別的な指導を行い、集団や社会の中での学びや生活を支える場であるということです。また、主な利用者としては発達障害等のある生徒が多いことが想定されますが、その状態像や必要な支援は個々の特性や、環境、時期によっても、大きく異なることも併せておさえておく必要があります。

・周囲の生徒とその保護者に対する説明と周知

実施校では、学校説明会や学校要覧、ホームページ、ＰＴＡ会報、ポスター等を通じて、通級による指導について説明、周知を行います。教育委員会等の協力を得ながら、高等学校における通級による指導の制度についてのＱ＆Ａをリーフレットとして作成・配布することも考えられます。

説明の内容としては、障害者への差別や偏見を助長しないように、また、教科の補充を行うという誤解を招かないように留意します。通級による指導はそれのみで役割を果たすものではなく、通常の学級における授業との連続性を確保して支援を要する生徒の学びを支えることが重要です。そのためには周囲の生徒や保護者の正しい理解が欠かせません。

・中学校や通級を利用する候補者の生徒とその保護者に対する説明と周知

通級による指導を利用する候補者である生徒とその保護者については、本人やその保護者から履修の申し出がある場合も考えられますが、高校における通級による指導への理解が不十分であったり、中にはこれまでの学校生活の中で差別や偏見を感じて抵抗感を持っていたりしているケースも考えられます。そういったケースでは、履修を促す際に特に配慮が必要になります。入学前からの取組として、中学校での高校説明会（中学校３年生・保護者・中学校教員対象）や春季休業中の入学前説明会（入学予定者とその保護者対象）等の機会に、本人や保護者の心情に配慮しながら説明、周知することも考えられますが、全体的な説明から、個々のケースに応じて対応できるような個別相談につなげる工夫も必要になります。その場合は、対応者によって説明や判断が食い違うということのないように、関係者間で十分な連携を図る必要があります。

・高校入試に関する整備

教育委員会による入学者選抜要項の説明会において、中学校及び高等学校の教員に対し、

小中学校における通級による指導との相違点（履修生徒の決定、指導時間、単位認定等）について説明したり、入試における配慮等について、高校教育課等が主管となって個々のケースに応じて対応したりといったことが考えられます。

募集要項では、教育課程表を記載することで通級による制度の実施について知らせたり、入試における配慮の申し出の方法について記載したりします。配慮の申し出については、配慮の内容が個々のケースで異なってくるため、募集要項で詳細を記載することは難しいと思われます。また、配慮が必要であっても心情的な抵抗や不利になるのではとの心配から申し出ないケースも考えられます。合理的配慮に関する相談先と選抜の際に不利にならないことを明記し、個々に相談に応じられるシステムを準備しておく必要があります。

取組の実際

- 教育委員会と十分に連携しながら学校説明会や学校概要の作成を工夫する。学校説明会や学校要覧等への掲載などでは、「通級による指導」のそのままの説明では伝わりにくいこともあるので、例えば、「幅広い柔軟な教育課程を組める学校」などの表現を使うといった工夫をする。
- 周囲の生徒やその保護者に対しては、全体説明の後、必要に応じて個別対応をすることもあるが、普段からよりよい人間関係の醸成を学級担任が意識し、特定の生徒を特別扱いしていると捉えられることのないよう、すべての生徒を大切にしたい学級経営や、学級担任だけが背負い込まないような組織的なサポートを行う。
- 全体説明で生徒や保護者、中学校等に通級による指導の意義や目的を伝え、生徒とその保護者のニーズを個別相談で把握できるよう体制を整える。個別相談へのつながりは本人や保護者の心情に十分配慮する。個別相談に関しては中学校との連絡を取りながら引継ぎ事項を把握し、支援ニーズは個々のケースによって異なるだけでなく、時期や環境によって異なることを考慮して対応する。入学後の高校生活をよりよいものとするため、というスタンスに立ち、本人や保護者の心情や意向を確認しながら進めていく。
- 通級による指導は通常の学級での学びを支える仕組みであり、教科の補充ではなく、また、発達障害等のある生徒は必ず受けなければならないということではない。生徒の通常の学級における学びが円滑に進むために有効であると考えられる場合に履修を促す。

ポイント

- 教職員の共通理解として、通級による指導の意義や目的を正しくおさえておく。
- 本人とその保護者、周囲の生徒やその保護者にどのように伝えるか、具体的な内容とその方法について十分に検討する。
- 学校説明会や学校要覧に記載する学校の特色などの表現について、理解しやすいように工夫する。（例えば、柔軟な教育課程を組める学校など）。

(5) 外部の関係機関との連携、地域資源の活用をどのように進めればよいですか。

・校内支援体制による組織的な対応

通級による指導を実施するに当たり、外部機関との連携や地域資源の活用を進めていくことが必要かつ重要です。多様な生徒の実態やニーズを把握し、そのニーズに的確に对应していくには校内の教職員の対応だけでは難しい場合もあり、専門機関との適切な連携や地域資源の活用により効果的な対応が可能となります。また、生徒の将来の生活や社会的自立を考えた際に、社会や地域の中でどのような支援を得てどのような資源を活用しながら生活していくのかは欠かせない視点です。このような視点での支援体制の構築は、高等学校段階だからこそ具現化できる部分も多いと思われます。

・個別の教育支援計画の作成と活用、本人や保護者の同意

外部機関との連携や地域資源の活用には、まず校内支援体制を整えることが大切です。地域による資源の違いや生徒の実態によって連携先の機関、連携の内容や時期等が異なってくるため、校内で必要な情報を共有し、様々なスタッフが各々の立場から協力して組織的に対応を行うようにします。

連携先となる外部機関としては、特別支援学校や教育センターなどの教育関係機関、医療・保健、福祉、労働等の機関が考えられます。これらの機関との連携を効果的に進めていくためには、ツールとしての個別の教育支援計画の作成・活用が鍵になります。高等学校においても個別の教育支援計画の作成・活用は、今後進めていくべき課題です。外部機関との連携については、個人情報の開示を伴うため、本人や保護者の同意が必須です。まずは日常的な教育活動の中で本人や保護者との信頼関係を構築していくこと、個人面談等の機会に指導・支援に必要な情報を本人や保護者と共有できるようになることが必要です。その上で、将来の生活や社会的自立を見据えて、どのような情報をどのような機関と共有することで、よりよい生活を築いていけるのかを共に考えていくようにします。

・本人が地域資源を活用できるための支援

卒業後を見据えた進学先、就職先との連携も必要です。卒業生のフォローは学校だけでは難しく、外部機関との協力のもとで支援を進めていくことも重要になります。保護者が高齢化することを考えると、本人が地域資源をどう活用していくのか、その活用を誰が支えるのか、在学中にその基盤を整えておくことが大切です。学校が本人や保護者とやりとりをして、個別の教育支援計画の本来の目的等について周知をはかり、その活用を促進し、関係機関との連携体制を構築していくことが大切です。

取組の実際

- 地域の特別支援学校のセンター的機能や巡回相談を利用して、高等学校で把握している状況を基に、生徒の実態把握や具体的な支援の方法、個別の教育支援計画の作成方法、外部機関との連携方法について指導・助言を得る。その際、特別支援学校での実践や知見をそのまま借用するのではなく、高等学校の特徴や学校の特色に応じて必要な事項を取り入れ、工夫する。
- 中学校までに個別の教育支援計画を作成している生徒については、その内容を引き継ぎ、高等学校段階に合わせて内容を変更しながら活用する。中には中学校までに作成していても高等学校での作成や活用を希望しない生徒や保護者もいる。生徒や保護者の心情や意向を汲みながら、指導支援に必要な連携体制を構築する。
- 医療機関からの情報（診断結果や服薬等）が、安全・健康面等への配慮など生徒の指導・支援に必要であった場合、特別支援教育コーディネーターや養護教諭が中心となって医療機関との情報交換を行うという方法や、保護者面談の中で保護者を通じて情報提供を得るという方法が考えられる。その情報は固定的なものではなく変化する可能性もあるため、その都度知らせてもらえるような関係・体制を整える。
- 高等学校卒業を見据えて、就職先・進学先との連携を進める。電話や訪問にて生徒の状況について伝えたり、アフターケアとして定期的な訪問・連絡会議を計画したりする。本人・保護者、就職先、支援機関、学校とで移行支援会議を行い、共通の引継ぎ資料として移行支援計画を活用する。
- 発達障害者支援センターや障害者就労・生活支援センター、ハローワーク等と連携を図る。SSW（スクールソーシャルワーカー）から社会福祉的支援について情報提供を得る。
- 求人開拓や本校卒業生の就職先への会社訪問の際に、各企業の障害者雇用についての情報を得ることなども考えられる。障害者手帳の取得者については、就業支援センターを通して福祉的就労に繋がることも考えられるが、診断のある生徒が発達障害をオープンにして就職活動をするかどうかという点も考慮する。

ポイント

- 多様な生徒の実態やニーズに的確に応えていくため、また、社会や地域の中でどのような支援を得てどのような資源を活用すればよいか、校内支援体制を基盤に校外との連携体制を構築する。
- 外部機関との連携を効果的に進めていくために、ツールとしての個別の教育支援計画を作成・活用する。
- どの機関（誰）と何をどのように共有するか、本人及び保護者の意向を確認しながら、同意を得て進める。

(6) 生徒のニーズ把握と通級を利用する生徒をどのように選定すればよいですか。

・通級による指導の必要性の判断

文部科学省では必要性の判断について以下のように示しています。① 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの、② 言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他障害のある者で、この条の規定により特別な教育課程による教育を行うことが適当なもの、③ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

高等学校においても小学校・中学校と同じように判断していくことが基本となります。文部科学省のモデル事業校の実践では、特に発達障害のある生徒を想定しているような場合には、学習、行動、生活上の教育的ニーズを重視しています。中学校において通級による指導を利用していた生徒や特別支援学級に在籍していた生徒については、中学校での取組や様子が有力な判断の材料になります。生徒が「通常の学級での学習におおむね参加」できることも大事な視点です。通級による指導を行うことによって、通常の学級での状態にも良い効果が見込めるかどうかにも有力な手がかりになります。通常の学級との連続的なつながりを念頭に置きながら、通級による指導に期待できることを想定しておくことも重要です。自己意識等の発達過程に照らしてみると、高等学校では生徒本人の意向等が、より一層尊重される必要があります。本人の願いと保護者や教員等の願いとは必ずしも一致するわけではないことにも留意する必要があります。「総合的な見地から判断すること」を踏まえ、本人、保護者、教員のニーズや意向、専門家の意見等、さまざまな立場から情報を収集し、より妥当な判断を検討していくことが望まれます。

・生徒の教育的ニーズの把握

各学校においては、入学者選抜後の早い時期に、生徒一人一人の教育的ニーズを把握する必要があります。発達障害のように発達に偏りがある生徒や、障害の有無が明確に特定できない生徒の場合は、彼らの教育的ニーズが見過ごされていたり、見誤って判断されていたりすることも少なくありません。事前に中学校から情報提供のなかった生徒でも、学習、行動、生活上のさまざまな側面に困難を有している可能性があることに留意する必要があります。

生徒の中には、さまざまな要因が複雑に絡み合っているために、困難やニーズの実態が見えにくくなっている場合も考えられます。実態把握においては、このような多様なニーズの生徒が存在していることを十分に考慮し、学校や家庭等の様子を含め、生徒の困難な状況について多面的に情報収集をしていくことが求められます。

また、各学校においては、限られた時間の中で、より効率よく情報収集を行ったり、生徒の指導や支援の必要性等を検討したりしていくための工夫が必要となります。例えば、実態把握の最初の段階で、生徒一人一人の困難の状況をより簡便に、素早く捉えていくには、大勢の生徒を対象にして実施できるチェックリストや、校内で情報を共有できるような実態把握のフォーマット等があると有効と考えられます。

生徒によっては、通常の学級における学習活動に基づいて、より詳細に教育的ニーズを検討していくことも必要となります。その場合には、例えば、学級担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター等の複数の教員が連携して実態把握を行えるようにする等の工夫が有効です。学校では、こうした生徒への個別的な対応も念頭に置きながら、情報収集のためのより柔軟で、機能的なシステムや体制を準備しておくことも望まれます。

通級による指導の利用者について妥当な判断を行うためには、中学校からの引継ぎ等を含め、生徒の実態を多様な視点で把握する機会を積極的に設けていくことも大切です。生徒や保護者のニーズや意向については、情報収集の方法によっても結果が大きく異なってくる可能性もあります。アンケート、面談、相談、説明会、カウンセリング等の、様々な情報収集のアプローチを準備しておきます。学校の中だけでは、実態把握や判断が難しい生徒もいます。必要に応じて、専門家の意見を活用できるように外部機関との連携・協力の体制を整えておくことも必要です。

・通級による指導の利用者の決定までのプロセス

通級による指導の利用者の決定においては、生徒の実態把握に加え、「生徒や保護者に対するガイダンス（説明・周知）」、「校内委員会等における検討」が必要です。

通級による指導を実施する学校においては、生徒や保護者に対して、通級による指導の目的や内容等について十分な説明を行い、周知する必要があります。通級による指導は、あくまでも、そのサービスを利用する生徒、及び保護者のニーズや意向が十分に考慮されたものであることが望まれます。

多くの生徒や保護者は、通級による指導—とりわけ高等学校における通級—についてはほとんど知識がないことを念頭に置く必要があります。わかりやすく、丁寧な説明や周知ができるように心掛けると同時に、そのための工夫や準備—例えば、パンフレットを作成する、図解で解説する、等—をしておくことも必要です。

通級による指導にかかわる個人情報の扱い、守秘義務、合意形成の重要性、生徒の心理的負担への配慮等、伝えるべき内容について事前に吟味しておくことも必要です。

通級による指導を利用したい生徒が挙がってきた場合には、校内委員会等における検討を経て、最終的な対象者を決定することになります。このような検討においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター等が中心的な役割を果たすことを基本として、その学校において最も効果的な組織の在り方を工夫していくことが重要です。通級による指導の利用について妥当な判断を行うには、各学校がそれぞれの特色を生かして、検討のためのチームや組織を編成すると共に、各教員等がそれぞれの役割を十分に果たせるように、校務分掌の位置付けなどを明確にするなどの工夫が必要になると考えられます。

生徒の心理的負担への配慮も重要です。生徒によっては、自分自身の特性を十分に理解できていなかったり、また、自己評価や自尊感情が低かったりすることで、支援の必要性を感じられず、特別な指導を受けることに抵抗を感じてしまう場合もあります。そのような生徒については、拙速な結論を求めないように留意します。入学後1年をかけてじっくりと通級による指導の利用者を決定している学校や、1年次は試行的に指導を実施している学校もあります。生徒や学校の実態に合わせ、将来的に通級による指導にもつながっていただけるような、より柔軟な決定のプロセスや相談の体制を検討していくことも重要と考えられます。

最終的な判断については、生徒や保護者と継続的に話し合う機会を十分に持ち、可能な限りその意向を尊重しつつ、合意形成を図る必要があること、合意形成に至らなかった場合においては、学校と生徒や保護者で継続的に対話を続けていくことが必要であること等、生徒や保護者との合意形成を可能な限り図っていくことが、利用者の決定において重要です。

・中学校からの引継ぎ・連携

通級による指導の利用者について妥当な判断を行っていくためには、中学校からの情報収集は欠くことができません。各学校においては、入学者選抜後の限られた時間の中で、いかに迅速に、かつ効果的に中学校から情報収集できるかが求められることになります。

モデル事業校等では、入学者選抜（合格発表）後の比較的早い段階で、中学校と高等学校が相互に連絡を取り合ったり、訪問し合ったりしている学校が多くみられます。中高連絡協議会や引継ぎ会として定期的に情報交換を行うための連携の枠組みがすでに位置づいている学校や地域もあります。アンケート等を活用している学校や地域もあります。都道府県、市町村の教育委員会とも協力して、こうした連携のシステムや体制を構築していくことで、中学校からの引継ぎはよりスムーズに行えるようになっていくと考えられます。

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、通級による指導の利用についての判断を行っていくための重要なツールの一つです。これらの計画には、障害のある生徒の障害の状態、教育的ニーズ、保護者の意見、中学校で受けた指導や支援の内容、関係機関からの支援の状況等の情報が盛り込まれています。中学校からの引継ぎについては、保護者の同意を事前に得る等して、個人情報の取り扱いに十分に留意して行う必要があります。

取組の実際

【通級による指導の必要性の判断】

- ・入学前に発達障害等の診断がある生徒、入学後、担任、教科担当の観察により、支援が必要と思われる者を対象と考える。
- ・特別な配慮等を希望する生徒、及び保護者からの要望がある生徒、教職員から気づきの挙がる生徒について検討する。
- ・生徒の抽出は、生徒・保護者・教員の困っている状況があることが前提である。障害の

有無にかかわらず、本人や周囲の困っている状況の有無が基準となる。

- 本人及び保護者の希望を優先し、本人及び保護者の同意を得られた生徒を対象とする。
- 中学校における通級による指導の対象者、個別の指導計画、個別の教育支援計画を参考に絞り込む。

【生徒の教育的ニーズの把握】

- 入学が決定した段階で入学前から各中学校に職員が訪問し、聞き取りを行う。
- 事前に「中高連携連絡支援シート」を配布し、各中学校に生徒の実態を記入してもらう。
- 入学時に保護者に「高校生活シート」を記入してもらい、支援を希望する内容を把握している。新入生の保護者に対してアンケートを実施する。
- 生徒の実態は共通の観察シートを用い、複数の教員の視点で見立てをする。
- 生徒自身が回答する「困っているアンケート」を実施し、生徒自身が何につまずき、何を求めているかを知る手がかりとする。

【利用者の決定までのプロセス】

- 中学校説明会（中3とその保護者対象）で通級について説明を行う。
- 新年度当初に行われるPTA総会時に教育相談部の紹介を行い、保護者からの面談希望の申し出により、面談を実施しニーズを把握する。
- (実態把握後に) 通級による指導の必要性について、特別支援学校のセンター的機能を活用して助言を受けた上で、校内特別支援教育委員会に諮り、決定する。
- 入学時の「高校生活支援シート」に通級による指導を希望するか本人・保護者の希望を確認する。その後、担任と特別支援コーディネーターが実態を把握する。
- カウンセリングを十分に行い、保護者や周囲の協力を得ながら、拙速な展開を求めず、将来的に通級による指導に結びつける。

【中学校からの引継ぎ・連携】

- 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を起点に考える。情報が不足する場合には、中学校に出向いて聞き取りを行う。
- 合格発表時に各中学校へ情報提供の依頼を行う。必要に応じて、中学校が訪問または中学校教員が来校し引継ぎ会を実施する。
- 中高連絡協議会で情報を収集し、その機会に得ることができなかった情報は中学校へ電話で確認するか訪問する。
- 県教育委員会から中学校に対し、「新入学生徒のうち配慮を要する生徒の状況等について」という公文書が出され、高等学校に対し、入学者の健康面の配慮事項、特別支援の面での配慮事項等の状況を引き継ぐ。

ポイント

- 障害の有無よりも、学習、行動、生活等の生徒の教育的ニーズを重視し、本人を含め様々な立場の人からの意見を踏まえ、総合的な見地から必要性の判断をしていく。
- チェックリストなどを活用し、生徒の困難な状況について多面的な評価を行うなど、実態把握のためのより柔軟で機能的なシステムや体制を検討する。
- 通級による指導の決定のプロセスにおいては、生徒の心理的負担への配慮と生徒や保護者との合意形成が大切である。
- 合格発表後の迅速な対応が可能な体制づくり、中高連携協議会等の地域での連携体制の構築も必要である。
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用の際など、個人情報取り扱いについては十分に留意する。
- 周囲の生徒や保護者の理解も図るために、学校説明会、入学式、保護者会等における説明・周知の仕方を工夫する。

(7) 特別の教育課程の編成をどのように考えればよいですか。

・障害に応じた特別の指導と特別の教育課程

学校教育法施行規則第 140 条では、高等学校において、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができる旨が定められています。障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導のことで、これを高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができます。修得単位数は、年間 7 単位を超えない範囲で在籍する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位として含めることができます。

・選択教科・科目に「替える」場合の留意点

高等学校の教育の共通性を確保する観点から、必履修教科・科目については、代替することができません。「替える」場合は、配当された選択教科・科目の一部を通級による指導の対象者となる生徒には実施せず、生徒にはその時間帯で通級による指導を実施することになります。

したがって、教育課程の一部に替えて実施する場合は、選択教科・科目の時間に通級による指導を受けても、「替える」対象となる選択教科・科目を受講したとみなすことはできないことに留意する必要があります。

・弾力的な教育課程編成とその課題

高等学校の教育課程編成にあたっては、各教科・科目の選択が柔軟にできること、学校設定教科・科目の設定が可能であること等、現行教育課程の基準においても弾力的な対応が可能になっていますが、通級による指導の時間が導入されることにより、さらに弾力的な教育課程を編成することができることになります。

一方、各学校で教育課程を編成する場合、通級による指導を組み込むことは、自由で柔軟な枠組みが可能になる反面、どのように編成すると当該生徒の教育的ニーズにあった教育課程になりうるのか、また他の教科・科目等との関係も課題になります。

こうした課題を解決するための方策としては、通級による指導を必要としている生徒の状況、学校や自治体、地域の状況等に合わせて、学校長のリーダーシップのもと、関係者間で協議を重ね、決定していくことが重要となります。

取組の実際

【「加える」場合の例：定時制・普通科・（単位制）】

モデル事業校（定時制）では、全校でユニバーサルデザインの考えを取り入れた分かりやすい授業を進めるとともに、主として発達障害などによりコミュニケーション等に課題のある生徒に対して、自己理解を深めたり、人間関係の形成を図ったりすることができる教育課程を編成している。具体的には、午前部と夜間部の間の時間に自立活動の時間を加える形で設定し、どちらの部の生徒も受講できる。

【「替える」場合の例：全日制・総合学科】

モデル事業校では、発達障害等により、対人関係に困難さのある生徒に対して、自立活動の「人間関係の形成」や「コミュニケーション」に関する内容を相互に関連させながら、実践的・体験的な学習を通じて、自己理解を深めたり、進路への自覚を深めさせたりすることができる教育課程を編成している。1年次に必修科目が多いこともあり、授業時数には組み込まず、放課後の実施とした。この期間を活用し、特別な教育課程についての説明を全生徒・保護者に行うとともに、対象となる生徒の実態把握をより詳細に行い、2年次以降の指導につなげている。

	指導内容	授業時間・単位数等
1年次	2・3年次の自立活動に向けての事前指導（障害の認識や自己理解、感情のコントロールやストレス対処スキル等）	・教育課程外（各生徒3時間程度）：放課後の実施 ・授業時数、単位数として含めない
2年次	自立活動（自己理解や他者理解、コミュニケーションスキル等）	〔替える〕70時間（2単位）：選択科目の時間
3年次	自立活動（卒業後の社会生活に必要な知識やスキル等）	〔替える〕70時間（2単位）：選択科目の時間

【「加える」及び「替える」混合の場合の例：全日制・普通科】

モデル事業校では、生徒自身が自己理解を深め、学習上又は生活上の困難を改善・克服していき、主体的な進路選択に向け、適切な手段等を獲得し自己選択・自己決定・自己表現ができる力をつけることができるよう、教育課程を編成している。また、1年次の自立活動は教育課程に加える方法を取り、2年次以降の受講については、1年次修了時に再度、本人・保護者との協議・確認を経て実施（選択科目に替える）する。

	指導内容	授業時間・単位数等
1年次	自立活動（自己理解、障害特性の理解、代替手段の獲得）	〔加える〕35時間（1単位）：放課後及び長期休業中
2年次以降	自立活動（1年次の内容継続、進路指導、関係機関と連携した校外実習）	〔替える〕35時間（1単位）：選択科目の時間

ポイント

- 通級による指導の導入により、さらに弾力的な教育課程を編成することができる。
- 当該生徒の教育的ニーズにあった特別の教育課程の編成について、自由で柔軟な枠組みが可能になったメリットを生かす。
- 各学校や自治体の状況において、利点となる「資源」を生かす。
- 一度決めた教育課程を組織的・計画的に見直す。

（８）通級による指導の指導内容にはどのようなものが考えられますか。

・ 特別支援学校の自立活動に相当する指導

通級による指導では、特別の教育課程による特別の指導を行うことができます。特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）のことです。特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができますが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導ではなく、各教科の内容を取り扱う場合でも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行う必要があります。

高等学校における通級による指導では、特別支援学校高等部学習指導要領を参考にしながら、高等学校における教育の実態と高校生という発達段階を踏まえた指導内容の検討が重要になります。通級による指導が通常の学級における各教科等の指導と連続性があり、生徒への個別的な指導・支援が系統性のある指導・支援へと充実していくことが期待されます。

・ 指導内容は個々の教育的ニーズにより決定

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導を行う場合には、特別支援学校学習指導要領自立活動編を参考として実施することになります。特別支援学校における自立活動は、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6区分 27 項目で内容が示されています。各教科・科目等のようにその全てを取り扱うのではなく、生徒一人一人の障害の状態や発達の程度等に応じて、個別に指導目標と具体的な指導内容等を設定し、きめ細かな指導を行うことになります。

通級による指導の指導内容は、各教科等のようにあらかじめ学習する内容が決まっているものではなく、生徒一人一人の実態を把握した上で、個々の教育的ニーズに応じて検討し決定されることになります。

・ 学習支援と生活支援そして就労支援

特に発達障害等の可能性のある生徒の指導では、自分に合う学習方法の習得など学習に関すること、対人関係やコミュニケーション能力の向上など社会的スキルの獲得に関すること、適応上の課題場面における問題解決能力に関することなど、学習面や生活面に関する内容のほか、卒業後の就職や大学への進路選択も大きなウエイトを占めることから、進路と就労に関することなどが大きな柱になると思われます。将来の人生設計とも組み合わせ、社会への接続、卒業を見据えた個別のキャリア教育という視点も重要です。また、困

ったときに相談できる力も自立と社会参加のためには身につけておきたい力です。

これまでも高等学校では、特別な教育的ニーズのある生徒に対して、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目の設定の工夫、支援員等の人材活用による放課後支援、或いは生徒指導や教育相談の場面においても、様々な個別的な指導・支援に取り組んでいます。これらの取組の中で、生徒の教育的ニーズに応じた個別的な指導内容として必要であると判断できるものについては、自立活動の6区分 27 項目の内容と関連づけて、通級による指導の指導内容として取り上げることも考えられます。

取組の実例

文科省のモデル事業校や研究協力校等の実践では、自立活動の「心理的な安定」「人間関係の形成」「コミュニケーション」に関する指導内容が多く見られるが、内容によっては、「健康の保持」や「環境の把握」「身体の動き」にもそのねらいが該当する場合もある。

【障害認識や自己理解に関するもの】

主なねらい：自分の特性を理解し、自分に合った学習や生活の方法を考えることにより、自己肯定感や自己有用感を育て、二次的な障害を予防する。

主な内容や活動：

自己理解（マインドマップ、得意なこと・苦手なこと）、リフレーミング、自己評価と他者評価に関することなど

【ソーシャルスキルに関するもの】

主なねらい：コミュニケーションや対人関係を維持、向上するためのスキルを身につけ、社会生活を円滑に送ることができるようにする。また、自分の感情をコントロールし、困難に直面した時に援助要請ができるなど自己解決能力の向上を図る。

主な内容や活動：

コミュニケーションスキル、対人関係スキル、アサーショントレーニング、自己表現能力、他者の感情理解、感情のコントロール、ストレスマネジメント、状況判断、問題解決能力、援助要請の仕方など

【ライフスキルに関するもの】

主なねらい：就労に向けた社会的自立の意識を高め、自己管理能力の向上を図るとともに、職場選択や職業生活を営むために必要な能力の獲得をめざす。

主な内容や活動：

ビジネスマナー、インターンシップ、就業体験、職場実習、調理実習、キャリア教育、スケジュール管理など

【学習スキルに関するもの】

主なねらい：自分の特性を理解し、自分に合った学習方法を身につけることにより、課題解決に向けた前向きな姿勢を育てる。日常生活や社会生活に必要な知識や情報あるいは体験の不足を補う。

主な内容や活動：

認知特性に応じた学習方法の習得、知識や情報の補充、語彙の拡大、認知機能強化トレーニング、ビジョントレーニング、手先の巧緻性など

ポイント

- 指導内容は、生徒一人一人の教育的ニーズに応じて決定される。
- 障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行う。
- 特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導ではない。
- 自分に合う学習方法、対人関係やコミュニケーション能力、援助要請も含む問題解決能力など学習支援、生活支援に関する内容に加え、進路選択と就労支援に関する内容も重要になる。

（９）指導の評価と単位認定はどのように考えればよいですか。

・高等学校における履修と単位認定

現行の高等学校学習指導要領（2009）では、高等学校における単位習得の認定については、1 単位時間を 50 分とし 35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とし、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならないとされています。

これに基づき、各教科・科目の評価については、きめの細かい学習指導と生徒一人一人の学習の確実な定着のために、「基礎的・基本的な知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度に関する観点についても評価を行うなど、観点別学習状況の評価」が推進されています。

障害のある生徒の学習評価についてもこれと同様に学習評価が行われます。加えて、障害の状態等に即した適切な指導や評価上の工夫が必要となってきます。

・通級による指導における単位認定の考え方

通級による指導では、個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められることが単位認定の基準となります。

単位の認定に当たっては、設定された指導目標やそれを含んだ個別の指導計画の質、さらに目標から見て満足できる成果であるとの評価、といった部分での妥当性を担保する必要があります。

取組の実際

モデル事業校等では、評価の妥当性を担保する上で、「評価者及び評価手続き」、「評価の材料」、「評価期間・タイミング」、「評価の伝え方」、といった点で検討が行われている。

【評価者及び評価手続き】

通級による指導は、指導担当者が担う。サポーター等、主たる担当者以外にも関わる教員がいる学校では、その様な役目を担う教員も加わり複数の担当で評価することにより、妥当性を高める工夫が行われている。評価は、指導場面が観察、記録される。これに、指導を受ける生徒の自己評価も加えるという学校もある。自立活動は普段の授業や生活で生かされることが大切であることから、担任、教科担当、学年主任等からも HR や他の授業の様子を聞き取り、教育活動全体を通じて自立活動の評価に取り組む学校もある。

とりまとめられた評価は、校内の委員会の検討を経る学校がある。学校によっては「自立活動用単票」「個別の指導計画」の内容を検討し、設定した目標や指導内容が適切であっ

たかについて客観的に検証するという手続きをとっている。その後、成績会議に諮られ、最終的には、個別の指導計画の指導の目標を十分に達成できたことを校長が判断し、評価に至る。教科・科目の評価があるので、整合性を図った手続きによる評価が必要となる。手続きの共通理解のためには、単位認定のための教務規定（内規）の検討も必要とされている。

【評価の材料】

指導を受ける生徒の発言や行動に関して毎時間の様子が観察、記録され、評価の材料とされている。このほか、学校生活全般で設定された目標の達成状況を材料とする学校もある。中には、①生活・行動面、②学習面、③対人・社会面の３つに区分して評価している学校もある。自己評価については、「今日の目標」に対する本人の自己評価を振り返りシートなどに蓄積し、材料とする学校もある。

観察、記録された毎時間の様子も、自己評価も、個別の指導計画の目標に対する達成状況という観点から評価を文章にて表記する。数値により評価は残されない。

出席日数も評価の材料となる。各学校で規定された履修条件に合わせて出席日数を満たしているかどうか、評価に加わる。

その他、取り組む姿勢、授業態度、生徒の成長過程といった内容も評価の材料となる。担当教員が対象生徒の取り組む姿勢が概ね良好であるとの判断を評価に加える学校もある。

【評価期間・タイミング】

評価期間は、単年度とする学校、校内委員会で審議を通して過年度の履修も認める学校と、対応が分かれていた。評価を最終的にとりまとめる前段で、定期考査ごとに短期目標の達成状況を評価する学校もある。

【評価の伝え方】

個別の指導計画の目標に照らして文章として表記する形で行われている。生徒への成績通知表も別途文章で表記し、これを指導要録に添付する学校もある。数値的な評価は行われていない。これらは生徒・保護者へと伝えられるが、伝え方として学期ごとに伝える、文章で伝える、面談で伝えるなどの方法が検討されている。

ポイント

- ・ 指導の評価に当たっては、複数の評価者を設け、多様な観点からの評価を行う。
- ・ 自立活動の指導の結果はもちろん、それを生かした学校生活全般の活動の様子も評価の材料とする。
- ・ 定めた評価の期間やタイミングにおいて一貫した評価を生み出すよう留意する。
- ・ 最終的に出した評価について、生徒や保護者等に丁寧に伝える方法を検討する。

（10）進路指導に関する指導はどのように進めればよいですか。

・キャリア発達を促す指導と進路決定のための指導

進路指導を進めるに当たっては、キャリア発達を促す指導と進路決定のための指導とが系統的に展開され、将来、生徒が社会人・職業人として自立し、時代の変化に対応していけるよう、規範意識やコミュニケーション能力など、幅広い能力の形成を支援することが必要です。特に、特別な教育的ニーズのある生徒については、客観性のある自己理解と、情報に基づいて自己選択、自己決定を行う能力、そして自己を肯定的に捉えた上での見方・考え方を系統的に身に付けていく必要があります。自己理解が十分ではない場合、進路決定に際し、自分が「やりたいこと」と、自分に「できること」との間にギャップが生じる可能性も出てきます。

・就職先又は進学先への情報の引継ぎ

就労又は進学後、本人が職場や学校に適応し定着を果たすためには、職場や学校において本人の特性が理解され、必要な配慮が受けられるようにすることが不可欠です。そのためには、就職先又は進学先に本人の特性や必要な配慮などの情報を引き継ぐことが必要となります。しかし、情報の提供が就労又は進学に対して不利に働くのではないかという危惧から、本人及び保護者が就職先又は進学先に対する情報の提供に否定的になる場合があります。情報を引き継ぐことができなかった場合、本人が必要な支援を受けられないばかりか、困ったときに相談することさえ難しくなり、適応が妨げられる可能性があります。また、就労後のトラブル等により障害があることが明らかとなった場合は、学校と進路先又はハローワーク等関係機関との信頼関係が損なわれる可能性もあります。

通級による指導には、必要な支援を受けることで得られる成功体験を重ねさせるなど、生徒が自己を肯定的に捉えることができるよう配慮しつつ、客観性のある自己理解を深めていくことを通して、進路指導を援助することが期待されます。

・実際の体験と関連付けた指導内容や方法

インターンシップやオープンキャンパスなど実際の体験と関連付けた指導内容や方法を工夫することによって、通級による指導での学びが、仕事の現場で具体的にどのように生かされるのか、進学先での学びとどのようにつながっているのか生徒が実感できるようになります。このような指導を行うためには、地域・社会、企業、地域若者サポートステーションやハローワーク等の関係機関、NPO、大学や短大、専門学校など、様々な外部の資源や人材との連携が大切になります。地域にどのような教育資源があるかを知り、特別支援教育コーディネーターや進路指導主事、又は経験豊富な同僚らと連携して、それぞ

れの教科や校内分掌の立場からの意見を参考にしながら、通級による指導への関連付けについて可能性を検討してみる必要があります。

・ワークキャリアとライフキャリア

さらに、卒業後までを見据えた系統的なキャリア教育を進めるに当たっては、働く上で必要となる資質や能力（ワークキャリア）に加えて、自立して生活するために必要となる資質や能力（ライフキャリア）もあわせて発達を図る必要があります。ライフキャリアについては、基本的な生活習慣のみならず、クレジットカードの使用やインターネットの利用など、生徒の特性に伴う課題を踏まえ、必要なことを指導内容に加えつつ、学級担任や保護者と連携して組織的に指導を行うことが大切です。

取組の実際

【インターンシップやオープンキャンパスと関連付けた指導内容の設定】

- ・3年生の自立活動の指導内容に職業適性の内容や職場体験実習を設定する。職場体験実習については事前事後の指導を通級による指導で行い、職場体験実習で想定されるトラブルを「実習あるある」としてワークシートにまとめる学習などを実施する。
- ・就労に向けたコミュニケーション能力及び社会性、自己肯定感や自己有用感、課題解決に取り組む姿勢の育成を図ることを目標とする科目として設定する。個別の特性や進路希望に応じて、個別に、計画的に指導を行う。具体的には、インターンシップへの参加や面接練習、履歴書作成練習等の指導のほか、ハローワークが主催する研修会への参加を通級による指導に位置付ける。内定後には礼状指導やビジネスマナー指導を実施する。

【本人及び保護者への情報提供】

- ・発達障害者支援センターの就労支援員を講師として招き、本人が職場で上司や同僚に自分の特性について説明する際のツールとなる「ナビゲーションブック」を作成する。
- ・選択の幅を広げるため、関係機関を学校に招き、障害者雇用についての説明会を生徒・保護者向けに実施する。

【進路先への情報提供】

- ・調査書の所見欄又は履歴書の備考欄に自立活動の履修について記載する。但し、記載の有無については本人・保護者の考えを尊重して決定する。
- ・内定後に内定先での職場実習を行い、実際に仕事を行いながら職場での人間関係づくりを始めるとともに、本人の特性及び必要な配慮について学校から進路先に引継ぐ。
- ・生徒の進路保障という視点で、就職先や進学先と学校、家庭が一堂に会して情報共有を行う場面を設定する。

ポイント

- 通級による指導における進路指導に関連する指導については、生徒の自己理解を深めるなど、キャリア発達を図るための指導を系統的・組織的に行う。
- 進路先に情報を引き継ぐためには、支援を受けることで得られる成功体験を重ねるなどして、生徒が自己を肯定的に捉えられるようにする。
- 企業や大学、関係機関等と連携して、インターンシップやオープンキャンパスなどに関連付けた指導を行い、生徒が通級による指導での学びの意味を実感できるようにする。
- 自立して生活するために必要となるライフキャリアについても、生徒の特性やそれに伴う課題を踏まえて指導する。

【参考文献】

文部科学省高等学校における特別支援教育の推進に関する調査協力者会議（2016）高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）
文部科学省（2015）高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業成果報告書（要約）
文部科学省（2017）高等学校における通級による実施準備について
文部科学省（2017）高等学校における「通級による指導」実践事例集
文部科学省（2018）改訂第3版通級による指導の手引き解説とQ & A.
文部科学省（2018）発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～

本ガイドブックは、国立特別支援教育総合研究所（2018）「発達障害等のある子どもの実態に応じた高等学校における通級による指導のあり方に関する研究－導入段階における課題の検討－」の研究成果の一部をまとめたものです。

研究代表者 笹森 洋樹
研究分担者 伊藤 由美
江田 良市
若林 上総
海津亜希子
玉木 宗久
横山 貢一
竹村 洋子
棟方 哲弥
渥美 義賢

高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック
おさえたい8つの課題と課題解決のための10のポイント

編著 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
発行 平成30年5月

